

新選管告示第 38 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条第 1 項の規定による教育委員会の教育長又は委員の解職の請求における連署について必要な選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は次のとおりである。

7, 2 2 9 人。

令和 8 年 9 月 1 日

新宮市選挙管理委員会委員長 津 呂 建 二